再生ビジョン部会

第3回勉強会

平成 16年 12月 19日

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会 再 生 ビジョン部 会

資料目次

| 資料番号 | 内容 | 頁 |
|------|-------------|----|
| 資料1 | 第2回勉強会概要 | 1 |
| | 意見箱提出意見 | 3 |
| 資料2 | 勉強会の趣旨等について | 4 |
| 資料3 | 事案の経過 | 5 |
| | 検討委員会の検討経過 | 11 |
| | 第1回勉強会概要 | 12 |

👝 第3回再生ビジョン部会(第2回勉強会)概要

| 日時 | 平成16年11月28日(日) 14:00~15:45 |
|-------|----------------------------|
| 場 所 | 岐阜市役所低層部 3 階 大会議室 |
| 出席委員 | 吉田部会長、富樫副部会長、駒宮委員、清水委員 |
| 一般参加者 | 17名(報道関係者除く) |
| 次 第 | |

- 1 開 会
- 2 第1回勉強会以降の主な動きについて(岐阜市報告)
- 3 法的措置の流れについて(富樫副部会長説明)
- 3 意見交換 「ケーススタディ ~ 産廃対策のスキームについて~」
- 4 次回日程について

議事概要

【勉強会趣旨説明】: 吉田部会長

- ・不法投棄された産廃をどう処理するかということ、それから再発防止と、市民の信頼回復をどう取り戻していくのかということを考えるのがこの委員会の大きな役割だと考えている。
- ・また、あの土地の抵当権の問題など難しい課題もあるが、安全性を確保するための取り組みの 進め方についても皆さんと考えていきたい。

【第1回勉強会以降の主な動きについて】: 岐阜市説明

・第1回勉強会(7月3日)以降の主な動きについて、岐阜市環境事業部から報告

【法的措置の流れについて】: 富樫副部会長説明

・国の示した指針等に基づき、行政処分等に関する法的措置の一般的な流れを説明

【意見交換 「ケーススタディ ~産廃対策のスキームについて~」】

- ・検証委員会の報告書では市会議員の責任はあやふやにしており、行政だけが犠牲になろうとしているやり方は非常に気に入らない。
- ・排出者や収集運搬業者は責任追及が進められているが、根本的な責任は発注者にあり、その部分を法的に問える仕組みにしていく必要がある。
- ・ボーリング調査の結果や、どこの解体業者がどこの収集運搬業者に発注したのかといった部分 を早く聞かせてもらえると市民としては分かりやすくなるのではないかと思う。
- ・再生ビジョン部会というものの役割をもう少し明確に説明してもらいたい。
- ・地元の私が一番懸念しているのは、いわゆる専門家と言われる人たち、岐阜市とは何の関係もない人たちが来て、私の印象では非常に不安をあおり立てるような発言が非常に多い。だから、地元としては、これは何が何でも撤去してもらわないと困るという方に向いていってしまうことだ。しかし、それをやろうとすると莫大な金額がかかってしまうが、それはとんでもないということになり、もめることになってしまう。だから、金をかけないで、本当に安全に処理する方法はないか、これを目指す。そういうのがこの再生ビジョンの一つの目的ではないかと思う。
- ・岐阜市の調査結果を頭から全く信用していない市民がたくさんいる。従って、専門家の意見を しっかり聞いて市民が信頼できる調査をやり、それを市民に説明してもらうことが重要だ。
- ・どうしても必要なことは、やはり市民の税金でやるべきだと思う。必要な調査だということを はっきりと我々がわかるような内容で説明してもらえば、市民の方も理解できると思う。
- ・再発防止がこの委員会の一つの目的だということだが、これは処分場ができない限り、絶対に 解決の方法はない。

- ・(部会長)企業によるリサイクルの徹底などによって処分場に持っていく量を減らすのが基本 だと思う。また、市民も分別の徹底などライフスタイルを変えていく必要があり、再生ビジョ ンの中で、そういった長期的な教育を考えることも必要だろうと考える。
- ・地域外からみえる人が不安をあおるようなことを言うが、内容物の調査次第では 20 年くらいかけて処理してもらえばいいと思う。ただ、内容物が分からない段階で詰めた議論はできないのではないか。また、費用にしてもまず原因者から徴収するのは当然として、それ以外に、行政、議会、企業、市民がそれぞれ良識ある判断で負担していくことを考えたらいいのではないかと思う。
- ・(部会長)善商との交渉経過や負担能力などをまず情報提供し、その後のスキームを議論していきたい。また、調査結果を踏まえて、処理に要する費用や期間といった点を判断しなければならないが、その詳しい議論は3月以降にしていきたい。
- ・(部会長)こういった問題は日本だけでなく EU など世界中で起こっており、岐阜市だけで解決するのは無理であろう。従って、この委員会として考えなければならないのは、解決に向けて誰がどういう役割を果たしていくかということであろう。3 月までにできるだけそういった点を議論していきたい。
- ・現在進めている調査状況を市民として見ることができるよう配慮いただきたい。
- ・市民がそれぞれの所属する組織や会社などいろいろな場所で話し合いをしていただき、それを この委員会に持ち寄り、一歩ずつ積み重ねていくことをやっていきたいと思う。
- ・共通認識を持つために、過去の経緯についてまとめたものをいただきたい。
- ・この勉強会の趣旨やルール、メンバーといったことを文書で示してもらえれば分かりやすい。
- ・ボーリング調査は井戸を掘るのと変わらないから、そんな現場への立ち入りよりもむしろ、ボーリングされたものの中身を公開して見せてもらうことが重要だ。
- ・問題になっているのは産業廃棄物ばかりでなく、一般廃棄物でも焼却灰の捨て場所がない。だから、産業界ばかりではなくて、市民一人ひとりの問題という認識で取り組まれるべきではないかということで、次回、意見交換してはどうかと思う。
- ・住民としては水質が一番不安であり、簡便な方法で市民も自分たちでやれるような水質調査手 法を提供してはどうか。
- ・参加者が比較的今日も少ないが、少ないのは現実なので、ここを起点にして、市民、私たちの 地域も含めて、関心を寄せなければならないような方向へ持っていくことが大事ではないかと 思う。

まとめ

- ・次回勉強会は、12月19日(日)に開催することとする。
- ・テーマは、市民、市、県、国、産業界それぞれの役割はいかにあるべきかといったことについて意見交換を行いたい。

| 資料請求等 | 善商事案の経過 | 再生ビジョン部会の位置づけ |
|---------|---------|---------------|
| 意見箱提出意見 | 4通 | |

意見箱提出意見

| 提出日 | 平成 1 6 年 1 1月 2 8日(日) 第 2 回再生ビジョン部会勉強会 |
|-----|---|
| 提出数 | 4通 |

たいへん良い話し合いでした。

- 1.問題点を考えると最終処分場(産廃最終処分場)が岐阜県にない。
- 2.排出者及び発注者に対し、市民団体が持ち出し請求を法的に出来ないか。
- 3.廃棄物事業者の地位の向上と社会的企業の位置づけを確立しなければいけない。

再生ビジョンの目的が今一つ見えてきません。椿洞についての再生を中心にするのをまずされる事。市民が参加できる椿洞対策が次の防止になると思うのですが。市の代弁にならない様に市民の声を市に要求する様な所にならないと参加する事にならない様に思います。

現場のボーリングに市民が立ち会いたい目的は、違法をしている業者と行政のみが立ち会うボーリングでは信用ができない。市民が参加できる事で信用をもらえるのではないかと思います。

再生ビジョン部会について次の諸点を検討して頂きたい。

目的(何を目指すか)

運営ルール (開催日、会場、参加者、討議ルール等)

行動目的(目的に添った市民行動)

次回の開催目的(提案)

市民の不安は何か。不安を解消する具体案は何か。

- 1 現状から考えると、「岐阜市」が代執行して処理せざるを得ないと考えますが、岐 阜市が負担する費用をいかに確保するかが問題だと思います。
- 2 ボーリング調査の目的は、「地中に何が入っているか」を調べることが大切。 心配する人は、医療系廃棄物が入っているかが問題。入っていませんの根拠をボーリングで提供できるのでしょうか。
- 3 浸出水等の調査は、実施すべき時期等市民から何をやっているのかということにならないようにしてほしい。

勉強会の趣旨等について

第3回勉強会資料(2004年12月19日)

1 勉強会の役割

環境はまちづくり:

- 「自然が大事にされている街」
- 「自然を大事にしたい人が住む街」
- 「だれもが訪れてみたくなるような街」

そのためには:

市民・行政・議会が協働してすばらしい環境を未来を担う子供達に残す 市役所の職員が一丸となって環境問題に取り組む 環境産業に関わる優れた、モラルの高い企業経営者を育成する

- 2 検討課題
 - 1)信頼性の回復
 - 2)再発防止
 - 3)椿洞の不法投棄物の処理
- 3 問題解決に向けての取り組み
 - 1)市 役 所: 検証委員会=(ア)違法性、不作為、使命感の欠如など指摘。
 - (イ)損害賠償責任の可能性もある。
 - (ウ)信頼と期待を裏切っている。
 - (エ)再発防止に万全を期すこと。

担当職員の責任追及 = 職員懲戒等審査委員会で対応

- 2)議 会:自浄努力
- 3)県 警:運搬業者をも含めて立件中
- 4)検討委員会:再生ビジョンの作成
- 4 検討委員会の課題
 - 1)不法投棄物の処理問題
 - (1)現状の把握(技術部会)
 - (2)処理方法の検討(事例も含む)
 - (3)処理に至るまでの法的仕組みと財政的負担の可能性
 - 2) 再発・防止の仕組みづくり
 - (ア)循環型のまちづくり会議(案)
 - (イ)優良事業者の育成制度(案)
- 5 提言
 - 1)不法投棄物処理についての提言
 - 2) 再発防止の仕組みについての提言

6 今後の日程

- 1)2月の委員会に再発防止策について提案
- 2)提言を受けて来年度の早い時期に再発防止のための会議を立ち上げる
- 3)3月末までに現在の調査報告書が提出されるが、この結果を受けて技術的な処理の 可能性を検討する。技術部会との意見交換が必要になる。
- 4)5月か6月には「再生プラン」の第1次案を作成する。それを基礎資料として環境 省と交渉し産業廃棄物処理推進センター基金(以下、基金と呼ぶ)への財政支援を 要望する。
- 5) 最終的な「再生プラン」は基金の支援の可能性を考慮しながら決定する

参考資科:第1回勉強会の要旨

第1回の勉強会ではこの勉強会のあり方について議論し、出席者から多くの発言があった。それをKJ法的な手法を使ってまとめた。その結果は市民の視点から発言と専門的なそれとに2分することができる。

(1)市民の視点から見た再生ビジョン・プログラムのあり方

ア)市民参加による再生ビジョン・プログラムの必要性

市民参加による再生ビジョンを考えることがこの勉強会の目的である。出てきた意見を整理しそれをビジョン作りに活用することによって参加した人たちが互いに高め合い、学び合うことが重要である。しかし、ここは議論して自己満足する場ではない。出された意見を具体化しなければならない。そのためにはここで出された意見を整理して検討委貴会に提案し、提言にまとめる。市長と議会にはこの提言を具体化するように最大限の努力を求める。

イ)市民と行政との協働

市民参加に意欲的な人がいる。これらは行政の責任を追及すると同時に自らの責任を自 覚する人たちである。こうした市民と協力する具体的なやり方を模索する。再生プログラ ムでは市民関与の仕方にも言及する必要がある。

ウ)市民ニーズの把握

市民の原因究明への要望は大きい、市役所はこのような事態に至った経緯を説明するとともにその情報を市民に公開する。排出者責任も公表する。そうすることで市民の英知と協力を得ることができる。

エ)模索する具体的な解決案

具体的な解決策が模索されているが、その前段階でやるべきことがある。解決までのグランドデザインを作成することだ。勉強会ではグランドデザインに基づいて市長や委員長と市民との意見交換をするのがよい。そうすることで市民と行政との考え方の違いを小さくすることができる。

(2)専門家からみた再生ビジョン・プログラムのあり方

ア)循環型社会の形成

環境問題は急速に深刻化していることは誰もが直感的に知るところである。しかし、間題の深刻さは頭では認識できるが、実感がない、というのが実態だろう。かつて公害問題が多くの犠牲を払って法制度の整備が行われた。社会的にも公害を許さないと言う雰囲気が出てきた。公害にせよ、環境問題にせよ、現代文明の負の遺産である。負の遺産を積極的に精算するインセンティブはかなりの犠牲を払ったあとでないと生まれないという教訓である。今回の事件をきっかけとして市民が環境問題に関心をもつてもらうようにすべきである。市民生活をより豊にするには多くの資源が消費されるが、これが最終的には廃棄物となる。これは宿命である。持続可能な社会を実現するためには廃棄物をできるだけ少なくするような社会的な仕組みが必要であり、それが循環型社会である。いま、岐阜市はこうした循環型社会を作る絶好のチャンスである。

イ)市民の不信感と社会的影響

市民の間に環境行政に対する不信感が拡がっている。不信感は合併の縮小(破綻)や路面電車廃止などさまざまな影響を及ぼしている。不信感を取り除くために取り組みを提案することが市民の理解を得る第一歩であり、再生ビジョン・プログラム作成への第一歩である。そのためには産業廃棄物と一般廃棄物のちがいなどについて基礎的な知識を広く市民が共有すべきである。

ウ)現地の実態調査と法整備の実現

市民や行政を含む関係者が産廃の実態についての正しい認識を共有する必要がある。そのためにはきちんとした調査が必要不可欠であり、その実態を説明する必要がある。科学的な客観的情報をより分かりやすい形で解説する努力が必要である。一例として、コンピュータ・グラフィックスによる表現も方向性としてはある。法制度の実態についても同じように分かりやすく解説する必要がある。法的な問題は財政出動に関連が深いので正しく認識する必要がある。

エ)行政と市民と地域社会の役割

産廃の問題を解決するには国、県、市、地域、市民がそれぞれの立場で役割を果たす必要がある。それぞれの役割をきちんと認識する必要があり、それを実行する努力が求められる。加えて、それぞれが個々別々に行動したのでは効果は出ないので、それぞれが協働する必要がある。

オ)市民協働による再生ビジョン・プログラムの作成

再生ビジョン部会だけでの再生プログラム作成は適当でないので、市民と協働しながら すすめる必要がある。市民参加の道を考えるべきである。しかし、立ち上げの段階からの 市民参加は無理がある。勉強会レベルから始めるのが妥当だろう。

岐阜市北部における

産業廃棄物不法投棄事案の経緯と現状 岐阜市役所 環境事業部産業廃棄物特別対策室

岐阜市は日本のほぼ中心に位置する岐阜県の南部に位置し、濃尾平野の北端、清流長良川の緩扇状地帯にある面積195.12km²、人口約41万人の県庁所在地です。昭和23年8月に保健所を開設以来、保健所設置市として衛生行政に取り組んできました。

また、昭和45年、清掃法(昭和29年制定)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」に全面改正されてからは、保健所設置市として産業廃棄物行政も担当してきました。

1 事案の経過及び許可内容

(1) これまでの経過

(株善商は、廃棄物処理法第14条の規定に基づき、昭和62年7月6日に市長の許可を受けて業を行ってきました。しかし、平成16年3月10日、廃棄物を不法投棄したとして警察の強制捜査を受けました。

それは同社の敷地を含め、沢に不法に捨てた産業廃棄物に土をかぶせて整地をするという行為を繰り返し、警察発表ではその量が52万m³にもなるというものでした。

市は、許可からこれまでの間、廃棄物処理法や 大気汚染防止法など各法に基づく立入検査を実施 して、許可・届出施設の確認や焼却炉のばい煙測 定及び焼却灰のダイオキシン類測定を実施してき ました。そして、野外焼却や保管状況等の問題点 について厳重な注意や勧告を行い、適宜、改善計 画書や報告書の提出も求めて、是正に努めてきま した。また住民からの苦情を受け、善商からの排 水が流れ込む、砂防指定がされた準用河川である 「原川」の水質検査も実施して、周辺環境への影 響も確認をしてきました。

3月19日には、細江茂光市長を本部長とする 対策本部を設置し「迅速」、「情報公開」及び「行 政と市民との協働」をキーワードとして処理に当たることとしました。市民の安全・安心確保を最優先に考え、3月24日には緊急環境調査に着手すると同時に、北市民健康センターに住民健康相談窓口も開設しました。

さらに4月1日には、事実関係の調査を行うため「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会(委員長:小野﨑弘樹助役)」を設置しました。 委員会では事実の掘り起こしを行い、5月10日に市行政の対応における問題点を、次の6点にまとめました。

産業廃棄物行政の甘さ

市民の情報提供に対する的確な対応不足

職員の認識不足

関係部局間の連携不足

県行政(森林法及び廃棄物処理法)との連携 不足

警察との連携不足

その後、第三者で構成する「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」と「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」(いずれも後述)を速やかに設置して、迅速な対応を図っています。これら委員会は透明性の確保から、原則、公開で開催されています。

現在では緊急環境調査を終え、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会で検討された調査案に基づき、不法投棄現場及びその周辺において詳細な調査を実施しています。

不法投棄現場での調査は、今後、廃棄物の処理 方法を検討するため、30m間隔でのボーリング などによって廃棄物の性状や量などを精確に把握 することを目的としています。17年3月末まで の予定です。

周辺での環境調査は、引き続き生活圏域での環境汚染を把握するために実施しています。新たに善商の敷地に隣接して3か所の地下水の観測井戸を設けています。10月中には、米のカドミウムと鉛の検査も行いました。カドミウムは食品衛生法の基準を、また鉛はWHO(国際保健機関)のコーデックス委員会の基準を満していました。

司法の動きとしては関係者の逮捕があります。 強制捜査からおよそ7か月後の10月18日、 廃棄物処理法違反の疑いで善商社長ら3人と三 重県の収集運搬業関係者4人、計7人が逮捕されました。また11月8日には愛知県の中間処 理業者の役員1人が、さらに、11月30日には奈良県の収集運搬業関係者1人が逮捕されました。

善商の実質的経営者と目される者や収集運搬 業者が逮捕されたことは、市として責任追及を していく上でも重要なことです。

(2)株)善商の許可内容

ア 産業廃棄物処分業 中間処理 焼却:3品 目(紙くず、木くず、繊維くず) 破砕: 1品目(がれき類)

イ 産業廃棄物収集運搬業 取り扱う産業廃棄物 の種類:8品目(汚泥、廃プラスチック類、紙 くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず及び陶磁器くず、がれき類)

2 不法投棄の現状把握

緊急に調査した結果、外部から持ち込まれた廃棄物は主として建設系混合廃棄物で、その量は警察発表より多い、およそ56万7千m³と推計しました。これは地形図をコンピュータによって立体化して算出したものです。

なお、不法投棄された廃棄物の種類、性状、量、 存在範囲等を明確化する詳細調査費についても、 検討委員会での検討後速やかに実施できるよう 6 月議会で補正予算の議決を得ました。

3月30日 調査を開始

4月 8日 埋設廃棄物の最上部に積まれた分の 調査結果判明(建設系混合廃棄物約 14,300m³・木くず約2,100m³)

4月19日 1本のサンプルボーリング (深さ 55.2m)調査による埋設廃棄物の性 状等の結果判明

5月10日 持ち込まれた推定廃棄物量判明

5月19日 不法投棄現場の崩落予兆把握のため の斜面モニタリング調査開始 9月21日 周辺環境詳細調査開始

10月4日 場内詳細調査開始

3 緊急環境調査の実施

不法投棄された廃棄物による環境への影響を把握するため緊急に実施した調査では、周辺及び場内いずれにおいても、ダイオキシン類をはじめ環境汚染を疑うような結果は見られませんでした。しかし、ボーリング孔内では高濃度の硫化水素とメタンの存在が判明しました。廃材中の石膏ボードが硫黄の供給源となって、木くずなどの有機物の存在下で嫌気性菌の作用で硫化水素が発生することが一般に知られています。

これらの調査結果は、判明の都度、報道関係への公表と同時に近隣の4自治会(岩野田、岩野田北、常磐、方県)に回覧するなど、積極的に情報を公開してきました。

また局地的な豪雨のため、擁壁の一部が崩壊し てコンクリートが原川に落ちる事故がありました が、善商に復旧作業を行わせ、河川水の水質検査 を行って安全の確認をしました。

(1)周辺環境調査

3月24日 地下水、河川水、排水、大気環境 土壌、悪臭の調査開始

4月12日 第一次調査結果判明、これ以後、調 査結果判明の都度公表

6月22日 雨期における原川水質、善商排水の 調査実施

6月28日 擁壁崩壊に伴う原川水質検査を実施

8月11日 全ての周辺環境調査結果が判明

(2)場内環境調査

4月 6日 調整池、pH 処理槽の水質・堆積物に ついて調査開始

4月14日 地下水調査ボーリング開始

5月 8日 大気環境・悪臭の調査開始

5月18日 調整池・pH 処理槽の水質及び堆積物 について調査結果が判明

6月24日 埋設廃棄物の溶出試験結果等全ての 調査結果が判明

4 住民への説明会等

積極的な情報公開によって行政の透明性を確保し、市民の不安の除去に努めています。

6月25日には対策本部内に「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に関する情報公開検討委員会(委員長:小野﨑弘樹助役)」を設置して、8月2日までに不法投棄事案に係る公開基準を整備しました。

(1)地元説明会の開催

事案発覚後間もない3月下旬に、現場近隣の 4地区で第1回の地元説明会を開催し、4日間 で約550人の参加がありました。

5月下旬にはボーリングコア (掘削によって得られた柱状のサンプル) や各種調査結果情報の展示と対応の進捗状況の説明をする2度目の地元説明会を開催しました。既に公表した調査結果に環境汚染を疑うデータのないこともあってか、参加した市民は4地区4日間で150人でした。

9月30日には、不法投棄現場に近い畜産センター内にある少年の家で、完了した緊急環境調査の結果及び今後の詳細調査に関するパネルの展示と3度目の地元説明会を開催しました。これまで自治会を通じて調査結果などの回覧をしてきたこともあって、参加者は30人にとどまりました。

(2)全市民を対象とした不法投棄情報展示会 6月1から4日まで市役所1階市民ホールで 5月下旬に地元で行ったものと同様の展示会を 開催し、682人の来場がありました。

さらに、9月24・25日には長良川国際会議場で開催する「岐阜まるごと環境フェア2004」においても、これまでに得られた事案に関する情報をパネルにして紹介しました。当日には、環境市民団体主催による意見交換会も開催されています。

(3) その他の広報・情報提供

広報紙「広報ぎふ(月2回発行)」の4月15 日号から産業廃棄物不法投棄事案の情報を掲載 (6月15日号は特集)また4月26日からは 専用サイトを市のホームページに開設しました。

さらに、市役所の市政情報コーナーや各コミュニティセンター、地元校区公民館に閲覧用資料を配備するほか、市政記者クラブでの記者発表も積極的に行っています。

なお8月16日からは、産業廃棄物にかかる 行政の透明性の観点などから、産業廃棄物にか かる行政処分のみならず、行政指導のうちでも 文書勧告を行った事案については、環境指導室 のホームページに掲載をしています。

5 不法投棄の行為者に対する責任追及

市は善商に対し、5月28日、埋設された廃棄物の最上部に堆積する約14,300m³の廃棄物を7月31日までに分別、10月31日までに場内から撤去をするようにという措置命令を発出し、その履行に向けて指導、助言を行ってきました。しかし分別・撤去が進んでいないため、善商からの期限延長願いを受けて検討した結果、12月28日まで期限の延長を認めることとしました。

なお、市の指導等の効果があって、木くずをチップ化したものの一部は、住友大阪セメント(株) 岐阜工場で燃料として利用されることとなり、その搬出が11月16日から始まりました。

この間、調査費用を含め要した経費について、 原因者負担の原則から民法の事務管理に基づく求 償の手続きも進めています。

(1)行政指導·行政処分

- 3月22日 業の自粛要請及び廃棄物処理法第1 8条に基づく埋立量報告の要求
- 3月29日 埋立分及び上部の廃棄物撤去要請
- 4月 2日 「許可取消し」の不利益処分に対す る聴聞の開催を通知
- 4月 5日 廃棄物処理法第18条に基づき帳簿 等の提出要求
- 4月 5日 埋立上部に堆積された廃棄物の飛散 防止要請
- 4月 9日 廃棄物処理法第18条に基づき関係 書類等の提出要求
- 4月19日 聴聞の実施

4月23日 業の取消処分

4月27日 施設設置許可の取消処分・業の更新 申請不許可処分

5月28日 埋立上部に堆積された建設系混合廃 棄物について、飛散及び火災の発生 等生活環境保全上の支障の生ずるお それがあることから、措置命令を発 出(7月31日までに分別、10月 31日までに搬出)

6月 9日 措置命令に係る処理計画書の提出要求

7月30日 善商からの分別期限延長願を受け、 9月18日まで延長

9月21日 9月17日付けで善商から提出され た分別期限を延長申請(10月18 日まで)に対し、撤去期限と近接して いることから措置命令に係る処理計 画に係る報告の提出要求

10月29日 措置命令の履行期限を12月28日まで延長

(2)費用の請求等

5月11日 埋立てた産業廃棄物の崩落防止策を 講ずることを要請、またその危険性 を把握するため市が緊急に実施する モニタリング調査費用について負担 するよう通知

> 不法投棄に係る環境調査は本来善商 が実施すべきものとの判断から、市 が支払った費用を請求する旨を通知

7月7日 次に掲げる緊急環境調査費用額(金額の一部については契約変更中であること)を通知

不法投棄現場汚染状況等調査 (廃棄物及び場内環境調査) 不法投棄現場周辺環境調査 不法投棄現場斜面モニタリング 調査

8月23日 7月7日に通知した金額の確定額を 通知(いずれも消費税額を含む) 不法投棄現場汚染状況等調査 37,674,000円 不法投棄現場周辺環境調査 17,587,962円 不法投棄現場斜面モニタリング 調査

3,045,000円

9月28日 支払いをした の費用を請求

10月5日 民事保全法に基づく仮差押えを実施 預金

不動産:事務所建物

動 産:ゲート、タイヤ洗浄施設、 重機など

11月12日 支払いをした の費用を請求

6 排出事業者らに対する責任追及

生活環境保全上の支障の除去を確実に行うため、不法投棄行為者である善商はもとより排出 事業者や収集運搬業者の責任追及も進めています。

6月30日には中間報告として、環境省や関係県市等の協力によって得られた処理実績報告書等から、排出事業者310件、収集運搬業者99件を特定したことを公表しました。現在は、これら業者から求めた報告書やマニフェストを細かく点検しながら、廃棄物処理法における違反事項の分析を行っています。

さらには不法投棄現場にある氏名等の入った 帳票類も責任追及のための貴重な手掛かりです。 これまで産業廃棄物特別対策室職員だけで実施 していたこれら帳票類収集作業を、特に7月中 の9日間は他部局の職員延べ36人の応援も得 て全庁的に行いました。

7 産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会

再発防止に向けた組織の対応力の強化を図る ため、弁護士、学識経験者5人の委員による岐 阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会 (委員長:由良久 弁護士)を設置しました。

委員会では調査対象期間を、コンクリート廃 材処理プラント建設目的の開発許可をした昭和 62年3月14日から強制捜査の平成16年3 月10日までとしました。既に述べた産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会の報告を受け、 5月20日から11月25日までに13回にわたって市の行政対応の実態調査と事実関係の検証が行われました。

書面による関係職員等(退職者を含む職員98人、苦情申立者2人、地元自治会4人計104人)の聴き取り、退職者を含む職員らから個別のヒアリングも実施されました。

11月26日には市長あて報告書が答申され、 過去における市の指導監督の権限行使に落ち度 があったとされました。報告書では、平成10 年までの対応は望ましいことではないが、裁量 権の範囲内(不当)である、また平成11年の 許可更新時の対応とそれ以降の対応については 「違法である可能性が高い」と判断される厳し いものでした。このような対応の原因として次 の8項目があげられています。

- 1 担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如
- 2 法的対応に対する知識・経験が不足
- 3 産廃行政所管部における情報の非共有
- 4 資料の保管がずさんであること
- 5 産業廃棄物行政の軽視
- 6 廃棄物行政の非公開性
- 7 他部局との連携不足、他機関との連携の不足
- 8 不当な圧力等の有無について また、再発防止に関する提案として
- 1 岐阜市としての体制の確立
- 2 正確な情報を共有し、詳細な報告書を作成 すること。この情報を保存し、共有できる ようにすること。
- 3 立入検査等の公開
- 4 他部局、他機関との有効な連携を行うこと
- 5 同業他社に対する検査

があげられています。

市では、この報告に基づいて厳正に対処し、 市民の信頼を回復と再発防止に向け、全庁あげ て取り組んでいきます。

11月30日には対策本部会議を開催し、対応策を検討しました。まず、産廃行政に取り組む体制の確立のため、検証委員会からの報告内容を全職員に発信し、研修等を通じて、公務員としての使命感の再確認と意識高揚を図り、指導・監視体制の強化の観点から適正な人員配置に努めます。次に、情報収集と情報の保存・共有のため、各業務関連帳票類を電子媒体で保存し情報の共有化を図る等文書管理システムを見直します。更には、他部局・他機関との情報の共有化により連携の強化に努めます。

12月2日には市の三役についての処分を発表しました。

8 産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

不法投棄の状況や環境影響、周辺等への支障除去対策や現地の再生ビジョンを検討するため、学識経験者や市民代表者からなる委員17人、オブザーバー2人で構成した岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会(委員長吉田良生 朝日大学教授)を設置しました。委員会には、技術部会(部会長:藤縄克之 信州大学教授)と再生ビジョン部会(部会長:吉田委員長兼任)を設けています。

今までには埋設廃棄物等の詳細調査案の検討 など行ってきました。

特に再生ビジョン部会は、市民の声を聴く機会として広く市民に参画を求めた勉強会を、今後も月1回程度の頻度で開催していく予定です。

- 5月27日 第1回委員会・両部会を開催 現場視察・今後の進め方を協議
- 7月 3日 再生ビジョン部会主催勉強会 45人参加
- 7月 9日 第2回技術部会を開催 詳細調査内容について協議
- 7月23日 第2回委員会を開催、 詳細調査委員会案をとりまとめ
- 10月8日 第3回技術部会を開催 緊急調査結果及び詳細調査実施状

況報告

応急対策について協議

10月22日 第3回委員会開催

現場視察・第3回技術部会の報告

1 1月28日 再生ビジョン部会主催 第2回 勉強会 17人参加

9 体制の強化

今回の事案に対処するため、環境事業部の体 制強化を行いました。

4月1日に産業廃棄物特別対策室を設置、さらに5月1日には、環境事業部全体で11人を増員しました。不法投棄業務を統括する産業廃棄物特別対策審議監の設置とともに、産業廃棄物特別対策室に配属された6人は排出者の責任追及の業務を、また環境指導室に配属された4人は善商以外の産業廃棄物の許可指導業務に当たっています。

今後は、先の検証委員会の答申を受けて、岐 阜市としての体制の強化を図っていきます。

10 これから

青森・岩手県境や香川県の豊島での不法投棄 事案は、医療系廃棄物などの有害物質を含むも のでした。

しかし環境省の発表では、不法投棄廃棄物の中で建設廃棄物の占める割合は高く、平成14年度に新たに確認された不法投棄を産業廃棄物の種類別に見ると、建築廃棄物は投棄件数の約70%、投棄量の約61%を占めています。

岐阜の事案も、今までに実施してきた調査結果などから建設廃棄物がほとんどと推定されています。これを中核市の岐阜市が、どのように解決するかが課題となっています。

地方分権が進むなか、21世紀の都市間競争において「環境」は極めて重要なキーワードです。今回の産業廃棄物不法投棄事案は、清流長良川と緑濃き金華山に代表される豊かな自然に恵まれた岐阜の環境を、大きく傷つけるものでした。

我々は不法投棄対応検証委員会の報告は真摯に受け止め、反省すべき点は反省して、この最大の危機を「岐阜モデル」と呼ぶことのできる方法で克服し、かけがえのない「環境都市ぎふ」を次世代に引き継ぐために全庁を挙げて取り組んでいます。

(内容は12月10日現在です。)

* 調査結果や対策検討委員会議事録などは、 岐阜市のホームページでご覧いただくことがで きます。

_(http://www.city.gifu.gifu.jp/)

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会経過

| 年月 | 委員会 | 検討事項等 | 技術部会 | 検討事項等 | 再生ビジョン部会 | 検討事項等 |
|-------------|--------------------|--|-------------------|--|------------------|---|
| H 16. 4. | | | | | | |
| 5 . | 第1回委員会 (5/27) | ·委嘱状交付·委員紹介·委員長・副委員長選任 ·経緯・調査結果等(資料に基づき事務局説明) ·今後の調査について | 第1回部会 (5/27) | ・部会長・副部会長選任 ・詳細調査について | 第1回部会 (5/27) | ・部会長・副部会長選任 ・地元説明会について(資料に基づき説明) ・今後の調査について |
| . 9 | | | | | | |
| 7 . | 第2回委員会 (7/23) | ・部会報告 ・今後の調査内容について(委員会案まとめ) | 第2回部会 (7/9) | ・詳細調査内容について ・応急対策について | 第2回部会 (7/3) | ・第1回勉強会 (市民協働による再生プログラムについて) |
| . 8 | | | | | | |
| . 6 | | | | | | |
| 10. | 第3回委員会 (10/22) | ・部会報告 ・詳細調査の実施概要について | 第3回部会 (10/8) | ・緊急調査結果及び詳細調査内容実施状況につ いて ・想定される課題に対する技術例について | | |
| 11. | | | | | 第3回部会 (11/28) | ・第2回勉強会 (ケーススタディー「産廃対策のスキームについ て」) |
| 12. | | | | | 第4回部会 (12/19) | ・第3回勉強会 (業者・行政・市民の役割について) |
| H17 1. | | | 第4回部会 (1/21予定) | (仮)・詳細調査実施状況について ・応急対策について | | |
| 2 . | 第4回委員会 (2/15予定) | (仮)・部会報告 ・詳細調査実施状況について | | | | |
| 3 . | | | | | | |

● 第2回再生ビジョン部会(第1回勉強会)概要

| 日 時 | 平成16年7月3日(土) 14:00~16:30 |
|-------|------------------------------------|
| 場 所 | 岐阜市北部コミュニティーセンター大集会室 |
| 出席委員 | 大野委員、衣笠委員、駒宮委員、清水委員、富樫委員、肥後委員、吉田委員 |
| 一般参加者 | 4 5 名 (話し合い参加者 3 0 名) |
| 次第 | |

- 1 開 会
- 2 岐阜市からの提供資料・説明
- 3 資料説明についての質議
- 4 話し合い

議事概要

【勉強会の開催について】

・ 産廃の問題により破壊された自然をどう再生していくかという点と今後こういう問題が再発しないような仕組みづくりについて、再生ビジョン部会としては、市民と協働で、一緒に考えていきたい。この問題は短期間では片づかないと思われるので、何らかの会を作り検討していくということも考えられる。市からの説明の後、車座になり意見交換をしたい。

【岐阜市からの提供資料・説明】

- (1) 産業廃棄物について
- (2) 不法投棄現場の状況
- (3) 豊田市の事例

【資料説明についての質問等】

- (意見)ダイオキシン類は基準内とのことだが、注意していく必要がある。
- (質問)一般廃棄物と産業廃棄物の割合は。アスベストの分類はどこか。
- (回答) 平成13年度は一廃5.209万t、産廃40.024万t。アスベストは産廃に分類される。
- (質問)硫化水素の発生原因は。
- (回答)石膏ボードに含まれる硫黄分が、微生物の作用により空気のない状態で還元されて発生 する。
- (質問)善商への排出事業者は特定されているのか。
- (回答) 一部は特定されているが、今後更に調査を進めていく。
- (質問)東海環状自動車道の関係での委員はいないのか。
- (回答)現在は入っていないが、今後必要があれば検討していく。

【話し合いでの意見等】

- ・委員が考えているこの勉強会のビジョンを示してほしい。
- ・椿洞問題の処理と再生プランの二つを考えていく上では、責任追及と再生プランの二つの側面 のビジョンを示して議論する方が良い。
- ・今後勉強会を継続するにはコアになる人のグループが必要で、そこで作られたビジョンを市長 や議会に提出するというような市民解決の方法を探りたい。

- ・対応検証委員会と対策検討委員会の役割分担について説明をしてほしい。
- ・検証委員会はどうしてここまでになったのかの原因を追及する委員会で、学者・弁護士5人で 構成している。検討委員会は、学者・自治会長・市会議員他17人の委員で構成され、その中 の技術部会では廃棄物の性状・量等を調査した上で対策・対応を検討し、再生ビジョン部会で は地域再生について行政と市民が一緒になって当たっていきたい。
- ・市民としてどういう協力ができるかの話し合いの場であれば意義がある。
- ・まず原因究明をやらないと、その上に立つ計画はできないと思う。
- ・排出事業者、建設業者、中間産廃業者を全て公表するべきだ。
- ・ここに東海環状自動車道のサービスエリアを作る運動を一緒にやってはどうか。
- ・私たちは「産業廃棄物を考える市民の会」に入ってやってきているが、再生ビジョン部会では、 なにをやろうとしているのか。
- ・この問題についての岐阜市の解決の仕方を逐次情報公開していく努力をしない限り小さくなっていく。大きく拡げていけば市民の英知も結集されるので、検討してほしい。
- ・行政も頑張ってやっていたが、それでも甘かったと考えたい。
- ・この勉強会は、検討委員会の再生ビジョン部会だけでは持ちされない段階があるので、市民の 声を聞き、再生ビジョンの内容をより充実して豊かなものにしたいのだと捉えたい。
- ・問題発生から3ヶ月経ったが、実態はつかみにくいし、市民としては不安がある。是非、再生 ビジョン部会だけでも市民参加という形でお願いしたい。
- ・委員会は傍聴はできるが発言できないので、ここで委員長や市長との意見交換を検討してはど うか。

まとめ

- ・この勉強会は、基本的には市民の意見を直接聞いて、検討委員会に反映させるためのものであ り、できれば定期的に行いたい。
- ・この会に核になって参加してもらえる方には、個別に連絡したい。
- ・勉強会をこれからも継続していくことに賛同していただいたので、今後も何度か会合を重ねていきたい。

資料請求等 な し